

企 画 競 争 実 施 の 公 示

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「企画競争」という。）を実施する。

鹿追町地域公共交通活性化協議会
会 長 吉 田 弘 志

平成21年8月13日

1 企画競争に付す事項

(1) 業務名 鹿追町地域公共交通総合連携計画策定調査業務

(2) 業務目的 鹿追町では、公共交通は地方路線バスに依存している状況であるが、自家用自動車の普及により年々利用者が減少し、町の財政を圧迫している。

しかし、地方路線バスは日常生活の足として欠くことはできず、利用拡大のための効果的な運行体系、本数などについて、検討し活性化する必要がある。

また、スクールバス、患者輸送バスの町営バスについては、住民にとって利便性及び利用価値を高めた運行計画の再構築や、新たなサービスのあり方などを検討する必要がある。

住民が生涯安心して暮らせる魅力ある町づくりのため、住民、行政、公共交通事業者などと連携して、一体となって取り組み、自家用自動車から公共交通への転換を図ることを目指した「鹿追町地域公共交通総合連携計画」の作成のための各種調査及び素案の作成を目的とする。

なお、本業務は、国土交通省北海道運輸局長から地域公共交通活性化・再生総合事業の認定を受け、実施されるものである。

(3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期限 契約締結の翌日から平成22年2月26日

2 企画競争に参加するものに必要な資格

(1) 北海道内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定するものでないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。

(4) 鹿追町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 本調査業務の実施にあたり、当協議会との連絡調整、打合せ等に適切に対処できること。

3 手続き等について

(1) 担当部局

〒081-0292 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地
鹿追町地域公共交通活性化協議会事務局（鹿追町企画財政課内）
電話：0156-66-4032 FAX：0156-66-4020

(2) 仕様書及び企画提案書提出要領の交付

期 間 平成21年8月13日～平成21年8月26日（土・日曜日、祝祭日を除く）
午前8時30分から午後5時15分
場 所 鹿追町地域公共交通活性化協議会事務局及び鹿追町ホームページ
ホームページについては下記の場所で、期間内常にダウンロード可能
URL：<http://www.town.shikaoi.hokkaido.jp/town/gyousei/koutuu.hym1>

4 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 本企画競争に参加しようとする者は、次の から までに定めるところにより、企画提案書を提出しなければならない。

提出期限 平成21年8月26日（水）午後3時まで（必着）
提出場所 3（1）担当部局に同じ
提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。（持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 上記の方法以外での企画提案書の提出は如何なる理由があっても、一切受け付けない。

(3) 企画提案書の作成に当たっては、「企画提案書提出要領」を参照のこと。

(4) 企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

5 企画提案に対するヒアリング

(1) 提出された企画提案書の内容について、ヒアリング審査を行う。ただし、企画提案書の提出件数が5件を超える場合には、事前に書類選考を行い5件に絞り込む。

(2) ヒアリングは企画提案書の締め切り後、速やかに実施する。詳細な時間・場所等については、企画提案書を提出した者に、それぞれ通知する。

(3) ヒアリングに参加しなかった者の企画提案は無効とする。

6 本企画競争に係る質問の受付

(1) 受付期間 平成21年8月13日～平成21年8月25日（土・日曜日、祝祭日を除く） 午前8時30分から午後5時15分

(2) 受付場所 3（1）担当部局に同じ

(3) 受付方法 質問書（様式3）に、質問内容、団体名、担当部署、担当者氏名、電話番号、FAX番号を明記の上、ファクシミリで送信する。

(4) 回答方法 適宜、ファクシミリで回答する。

7 企画提案書の審査

(1) 評価項目及び配点

評価項目	配点	ウェイト
提案内容評価		
業務の理解度	10点	×2
提案内容の的確性		
ア 調査項目の設定	10点	
イ 調査手法・調査実施体制	10点	×2
ウ 実施手順(調査スケジュール)	10点	
エ 具体性・実効性	10点	
費用コスト	10点	
技術者評価(主として主任調査員)	10点	
過去5年以内の同種・類似業務の経験実績、資格等		
企業評価	10点	
過去5年以内の同種・類似業務の経験実績		

(2) 審査方法

鹿追町地域公共交通活性化協議会内に設置する企画競争委員会の審査委員が企画提案ごとに各評価項目について、1点から10点までの点数を記入することにより、企画提案の評価を行う。

審査委員の評点の合計(以下、「評点合計」という。)が最も高い企画提案をした者を、契約の相手方として最適な者と特定する。ただし、評点合計を、評価を行った人数で除した点数(即ち、平均点)が60点に満たない場合は採用しない。

評点合計が最も高い企画提案をした者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査の根拠

鹿追町地域公共交通活性化協議会「企画競争委員会要領」及び「企画提案書評価基準」による。

(4) 企画提案の特定

決定予定日 ヒアリング実施後、速やかに特定する。

通知方法 特定された者及び特定されなかった者に対し、電子メール及び書面により通知する。

8 支払条件及び概算予算額

(1) 支払条件

本業務完了後、鹿追町地域公共交通活性化協議会事務局担当職員(検査職員)が業務完了検査を行い、合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

(2) 概算予算額(積算上限額)

4,800,000円(消費税込み)

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリング審査に参加する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用しない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にする。
- (5) 審査結果、特定者名及び特定者の企画提案書については公表できるものとする。
- (6) 企画提案を特定されたものは、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。